

大町ダム等再編事業 事業監理委員会 規約

(名 称)

第 1 条 本会の名称は「大町ダム等再編事業事業監理委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 委員会は、大町ダム等再編事業全般における実施状況等について確認を行い、事業費及び工程管理のより一層の充実を図るため、第三者の意見を求める機関として委員会を設置し、事務局に対し意見を述べることを目的とする。

(検討事項)

第 3 条 委員会では、下記の事項について検討を行う。

- ① 事業の進捗状況、見通し等に関する事項
- ② コスト縮減に関する事項
- ③ 事業を巡る社会経済情勢等の変化に関する事項
- ④ その他、委員会が必要と認めた事項

(組 織)

第 4 条 委員会は、別表－１に掲げる委員により構成するものとし、千曲川河川事務所長が委嘱する。

- 2 委員会にはオブザーバーを置くことができる。

(委員長等)

第 5 条 委員会には委員長を置くものとし、委員長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総括する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。
- 5 オブザーバーは、委員長の了解を得て発言することができる。

(委 員 会)

第 6 条 委員会の招集は、千曲川河川事務所長（以下、「事務所長」という。）が行うものとする。

- 2 委員会は委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 3 審議にあたり、事務所長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。
- 4 委員会は、毎年、概算要求前に開催する他、委員長が必要と認めた

時期において開催する。

(情報公開)

第7条 委員会及び配布資料等については、原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員会総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、北陸地方整備局千曲川河川事務所に置く。

(その他)

第10条 本規約に定めるものの他、必要な項目は委員会において別に定める。

附 則

この規約は、令和3年3月23日から施行する。

大町ダム等再編事業事業監理委員会 委員名簿

【委員】

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・役職	分野
河村 隆	信州大学 工学部 水環境・土木工学科 准教授	地盤
諏訪 義雄	国立研究開発法人 土木研究所 水工研究グループ グループ長	ダム構造
田下 昌志	長野県 建設部長	行政
山沖 義和	信州大学 経法学部 学部長	経済
吉谷 純一	信州大学 工学部 水環境・土木工学科 教授	治水

(50音順、敬称略)

【オブザーバー】

氏名	所属・役職	分野
伊東 敏彦	東京電力R P (株) 高瀬川事業所長	共同事業者